

①国名	Republic of the Philippines (PH) (フィリピン共和国)					
②名称	Intellectual Property Office of Philippines (IPOPIL)					
③所在地	28 Upper McKinley Road, McKinley Hill Town Center, Fort Bonifacio, Taguig City 1634					
④連絡先	(電話) (632) 7238 6300		(FAX) (632) 8553 9480			
	(E-mail) mail@ipophil.gov.ph/rowel.barba@internet, http://www.ipophil.gov.ph/					
⑤組織の長	Director General: Mr. Rowel S. Barba					
⑥沿革	<p>(1) 1862年以前に、フィリピンには特許制度があったとの記録が残っている。</p> <p>(2) 1862年7月19日：スペイン王女が王令を發布し、フィリピンにおいて施行される法律はスペイン法に合致するよう修正された。</p> <p>(3) 1888年10月26日：スペイン王女Ma. Cristinaはフィリピンに関し修正商標法を發布した。</p> <p>(4) 1898年12月10日：スペインは米国との戦争で敗戦し、スペインはパリ協定(the Treaty of Paris)によってフィリピンを米国に割譲した。この協定は、スペイン政府が許諾した特許、商標及び著作権を尊重した。1913年2月10日、法案第2235号をもって、米国特許法をフィリピン国内において適用できるようにした。</p> <p>(5) 1903年3月6日：フィリピン委員会(The Philippine Commission)は法案第666号を通過させ、フィリピンの商標及び商号に関する法とした。本法案は登録制度をやめ、その代わり、排他的権利を商標及び商号に対して付与し、実際に使用することで権利取得ができるようにした。また同法は侵害者に対して損害賠償及び差止め等の民事訴訟並びに商標又は商号の欺瞞的使用に対する刑事訴訟を提起できる権利も認めた。さらにパッシングオフ又は不公正競争に関するコモンローの概念も同法に取り入れた。</p> <p>(6) 1947年6月20日：共和国法案第165号が發布され、独立した特許制度を確立し、フィリピン特許庁を創設した。共和国法案第165号は、合衆国特許法に倣ったもので先発明制度であった。</p> <p>(7) 1947年6月20日：共和国法案第166号は、法案第666号を廃止した。しかし、法案第666号と同様、新法は商業上の合法的な使用を商標、商号又はサービスネーム(service name)の所有権取得の基礎とすることにした。</p> <p>(8) 1965年9月27日：フィリピンは、パリ条約(the Paris Convention)に加盟した。</p> <p>(9) 1980年7月16日：フィリピンは、管理業務に関しストックホルムにおいてなされたパリ条約の改定に同意した。</p> <p>(10) 1997年6月7日：共和国法案第8293号が認められ、共和国法案第165号及び第166号を廃止し、1998年1月1日に発効した。これは、フィリピン知的財産法として知られている。本法案によって、特許、商標及び技術移転局(the Bureau of Patents, Trademarks and Technology Transfer <BPTTT>)が廃止されて知的財産庁(Intellectual Property Office <IPO>)が創設され、DTIの付帯機関となった。2001年10月8日にIPOは、同日発布の施行令第139号により、フィリピン大統領府に移転された。しかしながら、2004年8月9日には施行令第346号によって、IPOは、DTIの付帯機関としてDTIに戻された。</p>					
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標、地理的表示、集積回路配置、その他(技術移転契約及び著作権侵害訴訟を含む知的財産侵害判例に基づく、知的財産権に影響を及ぼす判決を争う管理諸手続)					
⑩加盟条約	WIPO 1980/7/14	ベルヌ 1951/8/1	ブリュッセル PLT	フィルム登録 レコード保護	マドリッド(原産地表示) ローマ 1984/9/25	
	イロピ(オリンピック)	パリ 1965/9/27				
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT 2002/10/4	WPPT 2002/10/4	
	ブタペスト 1981/10/21	ヘーグ ロンドンアクト ヘーグアクト ジュネーブアクト			リスボン	
	マドリッド(標章)	マドプロ 2012.7.25	PCT 2001/8/17	ロカルノ	ニース	
	ストラスブール	ウィーン	WTO 1995/1/1			
⑪統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	3,395	4,300	4,380	3,993
		(内 外国出願)	3,072	3,771	3,879	3,517
		(内 日本から)	715	785	746	829
		(内 PCTルート)	2,798	3,182	3,495	3,237

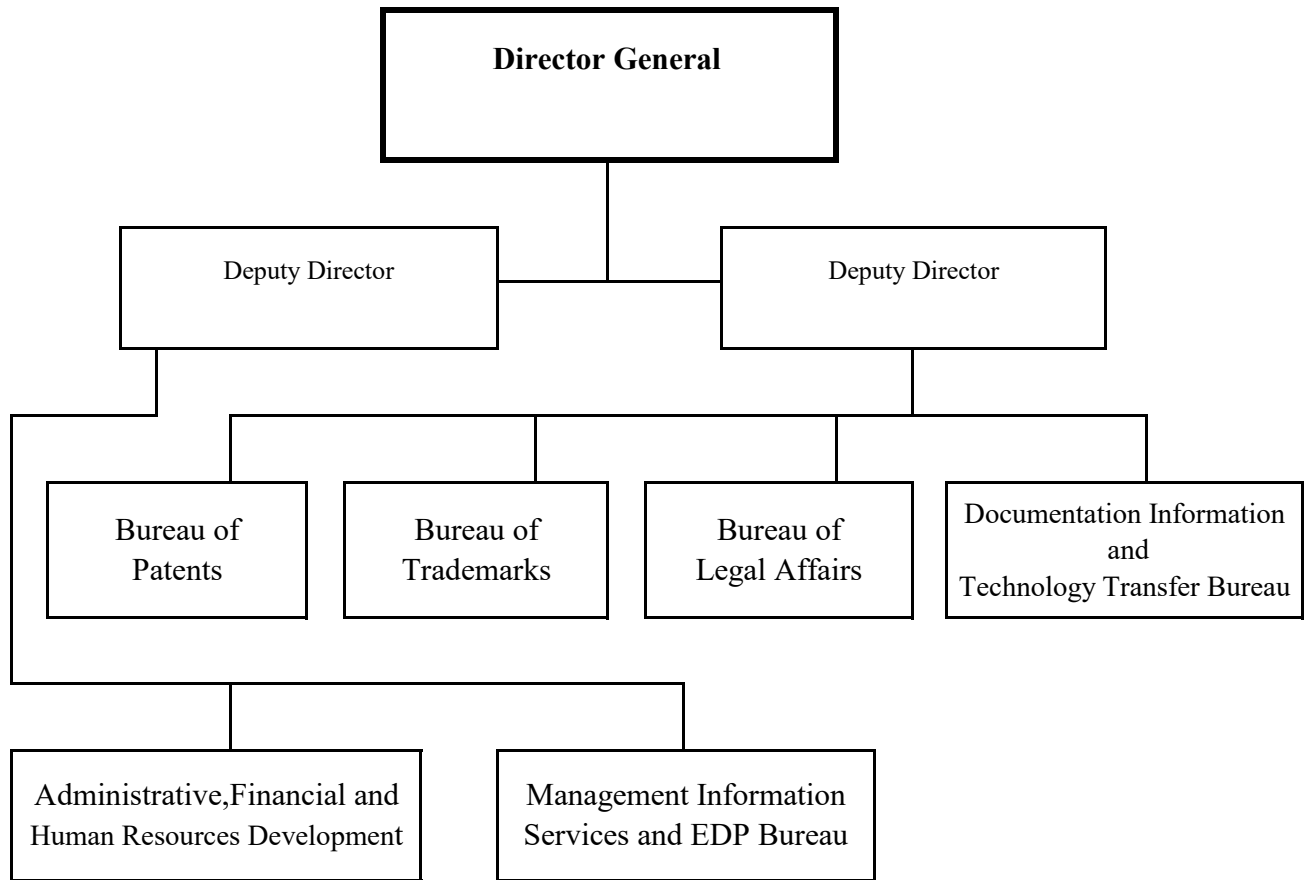
①国名	Republic of the Philippines (PH) (フィリピン共和国)				
実用新案	全数	1,462	2,347	2,560	1,490
	(内 外国出願)	70	75	99	92
意匠	全数	1,417	1,589	1,735	1,293
	(内 外国出願)	666	660	625	628
	(内日本から)	177	157	170	142
商標	全数	31,156	35,274	37,864	34,325
	(内 外国出願)	12,572	13,649	14,419	13,206
	(内日本から)	1,259	1,266	1,286	1,266
登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
特許	全数	1,645	3,435	1,458	1,002
	(内 外国出願)	1,620	3,402	1,409	973
	(内日本から)	393	672	360	330
	(内 PCTルート)	1,520	2,219	1,292	874
実用新案	全数	572	1,224	1,123	1,118
	(内 外国出願)	30	77	28	49
意匠	全数	1,662	1,985	1,488	674
	(内 外国出願)	643	983	692	278
	(内日本から)	229	250	143	77
商標	全数	23,058	25,631	29,434	24,479
	(内 外国出願)	12,008	13,123	15,124	13,283
	(内日本から)	1,269	1,313	1,477	1,248
(出典): WIPO IP Statistics					

①国名

Republic of the Philippines (PH)
(フィリピン共和国)

⑫ 組 織

<組織図> IPOはMinistry of trade and Industry (貿易産業省)の下部組織である。



(出典): IP PhilippinesのHP

①国名	Republic of the Philippines (PH) (フィリピン共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2008年7月4日施行(2008年法律第9502号)
	③地理的効力の範囲	フィリピン国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (知財法第28条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。フィリピンに非居住の出願人は、送達先となる代理人を選任しなければならない。 (知財法第33条)
	⑦出願言語	英語又はフィリピン語(出願が英語以外の言語による場合、英語への翻訳が必要) (知財法第32条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	特許付与の公告の日から効力が発生し、出願日又は優先日から20年 (知財法第54条、同第条31条)
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物 (知財法第24条)
	⑩ケーススピリット	有。次の事項が規定されている。期間は何れも開示日から12月。(知財法第25条) (1) 発明者又は特許を受ける権利を有する権原者によってなされた開示。 (2) 発明者から直接又は間接に当該情報を得た第三者による当該情報の開示。 (3) 特許庁による出願の開示であり、当該出願に当該発明者がした別の出願に記載され、かつ特許庁によって開示されるべきでなかったか、又は当該発明者から直接又は間接に当該情報を得た第三者により当該発明者の認識又は同意なしになされた出願に記載されている場合。
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学的理論及び数学的方法 (2) 精神的な行い、ゲーム遊び、又は事業活動の計画、規則及び方法並びにコンピュータのプログラム (3) 手術又は治療による人体又は動物の体の処置方法及び人体又は動物の体の診断方法。 (4) 植物の品種又は動物の品種並びに植物又は動物の生産の本質的に生物学的方法。 (5) 美的創作物 (6) 公序又は良俗に反するもの (知財法第22条)
	⑫実体審査の有無及び起算日	有。 (知財法第48条、知財法施行規則803)
	⑬審査請求制度の有無	有。IPO公報に出願公開された日から6月以内に審査請求を行うことができる。 (知財法第44条、同第48条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日又は優先日から18月経過後、IPO公報により公開される。 (知財法第44条)
	⑯異議申立制度の有無	無。異議申立制度はないが、出願公開後、何人も当該発明の特許性について情報をIPOに提供することができる。 (知財法第47条)
	⑰無効審判制度の有無	有。利害関係人は、特許の無効を請求することができる。 (知財法第61条)
	⑱実施義務	有。登録日から3年、又は出願日から4年の何れか遅い方。この遅い方の期日までに不実施の場合は、不使用取消の対象となる。(知財法第94条)

①国名	Republic of the Philippines (PH) (フィリピン共和国)						
⑱費用 単位 PHP (フィリピン ・ペソ)	[出願から登録までに掛かる費用]						
			〈大規模企業〉		〈小規模企業〉		
	出願料 (電子出願)	4,320 PHP	2,000 PHP				
	付加料						
	30頁超の各頁につき	# PHP	15 PHP				
	5超の各クレームにつき	300 PHP	150 PHP				
	優先権主張料	1,800 PHP	900 PHP				
	審査請求料	3,500 PHP	1,750 PHP				
	登録料	1,000 PHP	500 PHP				
	[特許権の維持に掛かる費用]						
	年金	〈大規模企業〉	〈小規模企業〉	〈大規模企業〉	〈小規模企業〉		
	5年次	2,700 PHP	1350 PHP	13年次	17,000 PHP	8,500 PHP	
	6年次	3,600 PHP	1800 PHP	14年次	20,700 PHP	10,350 PHP	
	7年次	4,500 PHP	2,250 PHP	15年次	24,300 PHP	12,150 PHP	
	8年次	5,400 PHP	2,700 PHP	16年次	27,800 PHP	13,900 PHP	
	9年次	7,200 PHP	3,600 PHP	17年次	31,400 PHP	15,700 PHP	
	0年次	9,000 PHP	4,500 PHP	18年次	37,700 PHP	18,850 PHP	
	1年次	11,600 PHP	5,800 PHP	19年次	45,300 PHP	22,650 PHP	
	2年次	14,400 PHP	7,200 PHP	20年次	54,300 PHP	27,150 PHP	
	⑳料金減免措置 の有無	有。					
(1)小規模法主体: 一般的に、小規模法主体に関する手数料は大規模法主体に関する手数料の50%。小規模法主体とは自然人又は法人であり、2,000万PHP以下、即ち約35.6万US\$の価値を有する資産を保有するもの。							
(2)若年出願人: 若年出願人に関する手数料は小規模法主体の欄に列挙された手数料の50%相当。若年出願人は、自然人で、出願時に22歳の誕生日に達していない者。							
(3)電子出願: 電子的手段によって出願を行う者は、庁令第128号第4条に記載された特別サービスに対する料率の20%削減とする権利を有する。ただし、本条は現時点ではまだ利用できる状態になっていない。							
㉑PCTにおける 国内料金減額 措置の有無	無。						

①国名	Republic of the Philippines (PH) (フィリピン共和国)	
実用新案制度	②最新実用新案法の施行年月日	2008年7月4日施行(2008年法律第9502号)
	③地理的効力の範囲	フィリピン国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	考案者及び承継人(自然人、法人) (知財法第108条で準用する同第33条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。フィリピンに非居住の出願人は、送達先となる代理人を選任しなければならない。 (知財法第108条で準用する同第33条)
	⑦出願言語	英語又はフィリピン語(出願が英語以外の言語による場合、英語への翻訳が必要) (知財法第108条で準用する同第32条)
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	実用新案付与の公告の日から効力を有し、出願日から7年間 (知財法第109条、及び同法第108条で準用する同法第50条)
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国出版物 (知財法第108条で準用する同第24条)
	⑩グレースピリオド	有。次の事項が規定されている。期間は何れも開示日から12月。 (1) 発明者又は特許を受ける権利を有する権原者によってなされた開示。 (2) 発明者から直接又は間接に当該情報を得た第三者による当該情報の開示。 (3) 特許庁による出願の開示であり、当該出願に当該発明者がした別の出願に記載され、かつ特許庁によって開示されるべきでなかったか、又は当該発明者から直接又は間接に当該情報を得た第三者により当該発明者の認識又は同意なしになされた出願に記載されている場合。 (知財法第108条で準用する同第25条)
	⑪不登録対象	(1) 発見、科学的理論及び数学的方法 (2) 精神的な行い、ゲーム遊び、又は事業活動の計画、規則及び方法並びにコンピュータのプログラム (3) 手術又は治療による人体又は動物の体の処置方法及び人体又は動物の体の診断方法。 (4) 植物の品種又は動物の品種並びに植物又は動物の生産の本質的に生物学的方法 (5) 美的創作物 (6) 公序又は良俗に反するもの (5) 美的創作物 (6) 公の秩序又は風俗に反するもの (知財法第108条で準用する同第22条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、登録後、IPO公報により公告(公開)される。 (知財法第108条で準用する同第52条)
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	有。利害関係者は、実用新案の取消を請求できる。 (知財法第108条で準用する同第61条)
	⑱実施義務	有。登録日から3年、又は出願日から4年の何れか遅い方。この遅い方の期日若不実施の場合は、不使用取消の対象となる。 (知財法第108条で準用する同第94条)

①国名	Republic of the Philippines (PH) (フィリピン共和国)		
⑱費用 単位 PHP (フィリピン ・ペソ)	[出願から登録までに掛かる費用]		
	出願料	(電子出願) 3,600 PHP(大規模企業)	1,720 PHP(小規模企業)
	優先権主張料	1,500 PHP(大規模企業)	750 PHP(小規模企業)
	審査請求料		
	登録料		
	[実用新案権の維持に掛かる費(特許の場合に同じ)]		
	年金	(大規模企業) (小規模企業)	
	5年次	2,700 PHP	1350 PHP
	6年次	3,600 PHP	1800 PHP
	7年次	4,500 PHP	2,250 PHP
⑳料金減免措置 の有無	<p>有。</p> <p>(1)小規模法主体:一般的に、小規模法主体に関する手数料は大規模法主体に関する手数料の50%。小規模法主体とは自然人又は法人であり、2,000万PHP以下、即ち、約36.4万US\$の価値を有する資産を保有するもの。</p> <p>(2)若年出願人:若年出願人に関する手数料は小規模法主体の欄に列挙された手数料の50%相当。若年出願人は、自然人で、出願時に22歳の誕生日に達していない者である。</p>		
㉑PCTにおける 国内料金減額 措置の有無	無。		

①国名	Republic of the Philippines (PH) (フィリピン共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2008年 7月 4日施行(2008年法律第9502号)
	③地理的効力の範囲	フィリピン国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(自然人、法人) (知財法第119条で準用する同第28条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。フィリピンに非居住の出願人は、送達先となる代理人を選任しなければならない。 (知財法第119条で準用する同第33条)
	⑦出願言語	英語又はフィリピン語
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。更新料の支払を条件に、5年毎に2回継続して更新できる。 (知財法第118条)
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国出版物 (知財法第119条で準用する同第24条)
	⑩グレースピリオド	有。意匠の創作者又は意匠を受ける権利を有する権原者による、又は創作者又は権原者から情報を得た者による情報の開示は、開示日から6月。 (知財法第119条で準用する同第25条)
	⑪不登録対象	基本的に技術的又は機能的な考慮によって影響された結果、技術的な結果を得ている工業意匠、又は公序良俗に反するもの (知財法第113条)
	⑫実体審査の有無	無。 (知財法第116条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。工業製品とみなされるもので、個別に製造又は販売することができるものは、物品のいかなる部分でも保護される。(意匠規則301)
	⑯関連意匠制度の有無	無
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。複数の物品が、相互に明白に区別されず、単一の意匠概念に包含されて実質的に類似する顕著な意匠の特徴を有するときは、組物の意匠として保護される。 (意匠法施行規則 313)
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(ロカルノ協定には未加盟) (知財法第115条)
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願が所定の要件を備えているときは登録され、公報により公告(公開)される。 (知財法第117条)
	⑳秘密意匠制度の有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	有。何人も、意匠登録の存続期間中は何時でも意匠登録の取消を請求することができる。 (知財法第120条)
	㉓登録表示義務	無。登録表示は義務ではないが、表示しなかった場合には損害賠償係争時に不利な取扱を受けることがある。

①国名	Republic of the Philippines (PH) (フィリピン共和国)		
②④費用 単位 PHP (フィリピン ・ペソ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 (電子出願) 2,400 PHP(大規模企業、1分類につき) 1,300 PHP(同、2超の各意匠につき) (書面出願) 3,000 PHP(大規模企業、1分類につき) 1,500 PHP(同、2超の各意匠につき) 優先権主張料 1,500 PHP(大規模企業) 審査請求料 登録料 [意匠権の維持に掛かる費用] (特許の場合に同じ) 年金 (大規模企業) (小規模企業) (大規模企業) (小規模企業) 5年次 2,700 PHP 1,350 PHP 11年次 11,600 PHP 5,800 PHP 6年次 3,600 PHP 1,800 PHP 12年次 14,400 PHP 7,200 PHP 7年次 4,500 PHP 2,250 PHP 13年次 17,000 PHP 8,500 PHP 8年次 5,400 PHP 2,700 PHP 14年次 20,700 PHP 10,350 PHP 9年次 7,200 PHP 3,600 PHP 15年次 24,300 PHP 12,150 PHP 0年次 9,000 PHP 4,500 PHP	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 (電子出願) 2,400 PHP(大規模企業、1分類につき) 1,200 PHP(小規模企業、1分類につき) 1,300 PHP(同、2超の各意匠につき) 600 PHP(同、2超の各意匠につき) (書面出願) 3,000 PHP(大規模企業、1分類につき) 1,500 PHP(小規模企業、1分類につき) 1,500 PHP(同、2超の各意匠につき) 750 PHP(同、2超の各意匠につき) 優先権主張料 1,500 PHP(大規模企業) 750 PHP(小規模企業) 審査請求料 登録料 [意匠権の維持に掛かる費用] (特許の場合に同じ) 年金 (大規模企業) (小規模企業) (大規模企業) (小規模企業) 5年次 2,700 PHP 1,350 PHP 11年次 11,600 PHP 5,800 PHP 6年次 3,600 PHP 1,800 PHP 12年次 14,400 PHP 7,200 PHP 7年次 4,500 PHP 2,250 PHP 13年次 17,000 PHP 8,500 PHP 8年次 5,400 PHP 2,700 PHP 14年次 20,700 PHP 10,350 PHP 9年次 7,200 PHP 3,600 PHP 15年次 24,300 PHP 12,150 PHP 0年次 9,000 PHP 4,500 PHP	
		②⑤料金減免措置 の有無	有。 (1)小規模法主体: 一般的に、小規模法主体に関する手数料は大規模法主体に関する手数料の50%。小規模法主体とは、自然人又は法人であり、2,000万PHP以下、即ち、約36.4万US\$の価値を有する資産を保有するもの。 (2)若年出願人: 若年出願人に関する手数料は小規模法主体の欄に列挙された手数料の50%相当。若年出願人は、自然人で、出願時に22歳の誕生日に達していない者である。

①国名	Republic of the Philippines (PH) (フィリピン共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2015年版(法No. 10372)
	③地理的効力の範囲	フィリピン国内のみ
	④他国制度との関連	無。
	⑤商標法の保護対象	商品、サービス (知財法第121条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、立体商標、結合商標
	⑦出願人資格	自然人及び譲受人(自然人、法人) (商標規則300)
	⑧権利付与の原則	先願主義。 (知財法第122条)
	⑨本国登録要件	
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。フィリピンに非居住の出願人は、送達先を定める必要があり、代理人を選任しなければならない。 (商標規則302,303)
	⑪出願言語	英語又はフィリピン語 (知財法第124.1条)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	登録日から10年。10年ごとに更新することができる。 (知財法第145条,第146条)
	⑬グレースピリオド	無。
	⑭不登録対象	<p>知的財産法第123条: 標章は、下記の場合登録することができない。</p> <p>(1) 不道德な、欺瞞的またはスキャンダラスなもの、又は人々(生存者、死亡者を問わず)との関係、いろいろな機関、考え、又は国家の象徴について信用を毀損し若しくは偽った暗示をなし、又は彼らを侮辱し若しくは評判を汚す、そうした可能性のあるものから構成される場合</p> <p>(2) フィリピン若しくはフィリピンの政治的支部、または外国の若しくはそれらと類似の国旗、紋章(coat of arms)、勲章(insignia)から構成される場合</p> <p>(3) 書面による同意を得た場合を除き、特定の生存している個人を同定する名前、肖像画若しくは署名、又は大統領夫人の書面による同意を得た場合を除き、大統領夫人が存命中にフィリピンの故人となられた大統領の名前、署名若しくは肖像画から構成されている場合</p> <p>(4) 以下に関し、別な保有者に帰属する登録標章又は先行する出願日若しくは優先権主張日を持つ標章と相似である場合</p> <p>(a) 同じ商品若しくはサービス</p> <p>(b) 緊密に関連性のある商品若しくはサービス</p> <p>(c) もしそれが人を欺き若しくは混同を惹起するおそれのあるような標章と酷似している場合</p> <p>(5) フィリピンにおいて登録されているか否かにかかわらず、登録出願人以外の人々の標章であるとして、フィリピン当局によって国際的にもフィリピン国内においても周知であり、しかも相似若しくは類似の商品もしくはサービスに関して使用されていると考えられる標章と相似であるか、若しくは混同するほどに類似しているか、若しくは言い換えとなる場合</p> <p>(6) 前項に従い周知と考えられた標章で、登録出願されているものと類似しない標章と相似、もしくは混同するほどに類似しているか、若しくは言い換えとなる場合。</p> <p>(7) 特に、商品又はサービスの性質、品質、特徴又は地理的原産地について公衆をミスリードするおそれがある場合</p> <p>(8) 同定を求める商品やサービスに一般的な標識のみから構成されている場合</p> <p>(9) 日常の言語又は誠実なしかも確立された取引慣行において、商品又はサービスを指定するために慣習となっているか、又は普通になっている標識や表示からのみ構成されている場合</p>

①国名	Republic of the Philippines (PH) (フィリピン共和国)	
		<p>(10) 商品の種類、品質、数量、意図した目的、価値、地理的原産地、時期若しくは生産、又はサービスの提供、又はその他商品若しくはサービスの特徴を指定するために取引上役立つ標識や表示からのみ構成されている場合</p> <p>(11) 技術的要素によって、または商品そのものの性質若しくは商品の固有の価値に影響する要素によって必要とされる形状から構成されている場合</p> <p>(12) 一定の形によって定義されずに色だけで構成される場合</p> <p>(13) 公序良俗に反する場合 (知財法第123条)</p>
⑮防護標章制度の有無	無。	
⑯周知商標制度の有無	有。	<p>標章が周知であるか否かを決定するに当たり、次の基準の1又はこれらを複合させた基準を考慮に入れることができる。</p> <p>周知か否かの基準としては、次の事項又はその組合せが考慮される。</p> <p>(a) 標章が使用された期間、程度及び地理的区域、特に、標章が適用される商品及び／又はサービスの展示会又は博覧会における広告又は宣伝及び発表を含む標章の販売促進の期間、程度及び地理的区域</p> <p>(b) 標章が適用される商品及び／又はサービスのフィリピン及び他の国における市場占</p> <p>(c) 標章に固有の又はこれが獲得した識別性の度合</p> <p>(d) 標章が獲得した品質についてのイメージ又は評判</p> <p>(h) 標章が達成した世界における使用の排他性</p> <p>(i) 標章に帰せられる世界における商業的価値</p> <p>(j) 標章に係わる権利が有効に保護された記録</p> <p>(k) 標章が周知標章であるか否かの争点を扱う訴訟の結果、及び</p> <p>(l) 同一の又は類似の商品又はサービスについて有効に登録され又はこれらに使用されかつ、自己の標章を周知標章であると主張する者以外の者に所有される同一の又は類</p> <p>の標章の有無</p> <p>(商標規則103)</p>
⑰一出願多区分制度の有無	有。	(知財法第128条)
⑱実体審査の有無及び審査事項	有。	(知財法第123条)
⑲審査請求制度の有無	無。	
⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	有。	<p>(知財法規則 601)</p> <p>次に該当する商標出願は、宣誓に基づく請求があり、手数料を納付し、かつ、審査官の承認がある場合は、優先処理及び／又は優先審査を受けることが認められる</p> <p>(a) 以前登録されていた標章であって登録人又は譲受人による再出願、</p> <p>(i) 登録維持要件を満たさなかった又は3年目のDAU/DNUの出願をしなかったために取</p> <p>(ii) 更新可能期間が満了した</p> <p>(b) 以前出願した標章の出願人による再出願であって</p> <p>(i) 放棄し、もはや回復することができない</p> <p>(ii) 3年目のDAU/DNUの出願をしなかったために拒絶された</p> <p>(c) 何れかの国、政府間機関又は国際機関の標章、名称若しくは略称又はロゴに係る登</p> <p>(d) 短期間行われる又は定期的に行われるスポーツ競技について、当該スポーツ活動の開始前から親善の雰囲気若しくはイメージを高めるために商標登録が必要な場合の標</p> <p>名称、略称、ロゴに係る登録出願</p> <p>(e) 短期間行われる国内又は国外の貿易ミッション及び／又は博覧会で紹介され及び／又は参加している出願人の製品及びサービスの標章、名称、略称又は</p> <p>ロゴに係る登録出願</p> <p>(f) 宗教活動、社会的若しくは慈善活動又は教育活動の標章、名称、略称又はロゴで、その活動の目的を達成するために早期登録が必要なものの登録出願</p> <p>(g) (サービスマークとしての)ドメイン名称の登録出願、及び</p> <p>(h) 情報通信技術(ICT)において使用されている又は使用される商標、サービスマーク及び商号の登録出願</p>

①国名	Republic of the Philippines (PH) (フィリピン共和国)	
⑳出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、方式要件を満たし、登録の可能性及び他の標章との抵触性について審査の後、登録可能性が認定され、出願人が公告手数料を納付すると、IPOの公報により公告(公開)される(知財法第133.1条、第133.2条)。	
㉑異議申立制度の有無	有。公告日から30日以内に利害関係者は異議申立を行なうことができる。(出願日から起算して120日以内) (知財法第134条)	
㉒無効審判制度の有無	有。商標権の無効は、商標局に請求することができる。(知財法第151条)	
㉓不使用取消制度の有無	有。3年以上継続して使用しなかった場合は、不使用取消の対象となる。(知財法第151条)	
㉔商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。(ニース協定には未加盟) (知財法第144条)	
㉕図形要素の分類	国際図形分類(ウィーン分類)を採用している。(ウィーン協定には未加盟)	
㉖譲渡要件	無。商標は、営業とは関係なく譲渡することができる。(知財法第149条)	
㉗費用 単位 PHP (フィリピン・ペソ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 (電子出願) 1,728 PHP(大規模企業、1分類につき) 864 PHP(小規模企業、1分類につき) (書面出願) 2,160 PHP(大規模企業、1分類につき) 1,080 PHP(小規模企業、1分類につき) [商標権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料 5,500 PHP(大規模企業、1分類につき) 2,750 PHP(小規模企業、1分類につき)	
㉘料金減免措置の有無	有。 (1)小規模法主体: 一般的に、小規模法主体に関する手数料は大規模法主体に関する手数料の50%。小規模法主体とは自然人又は法人であり、2,000万PHP以下、即ち、約36.4万US\$の価値を有する資産を保有するもの。 (2)若年出願人: 若年出願人に関する手数料は小規模法主体の欄に列挙された手数料の50%相当。若年出願人は、自然人で、出願時に22歳の誕生日に達していない者である。	